

教員免許状の取得方法について

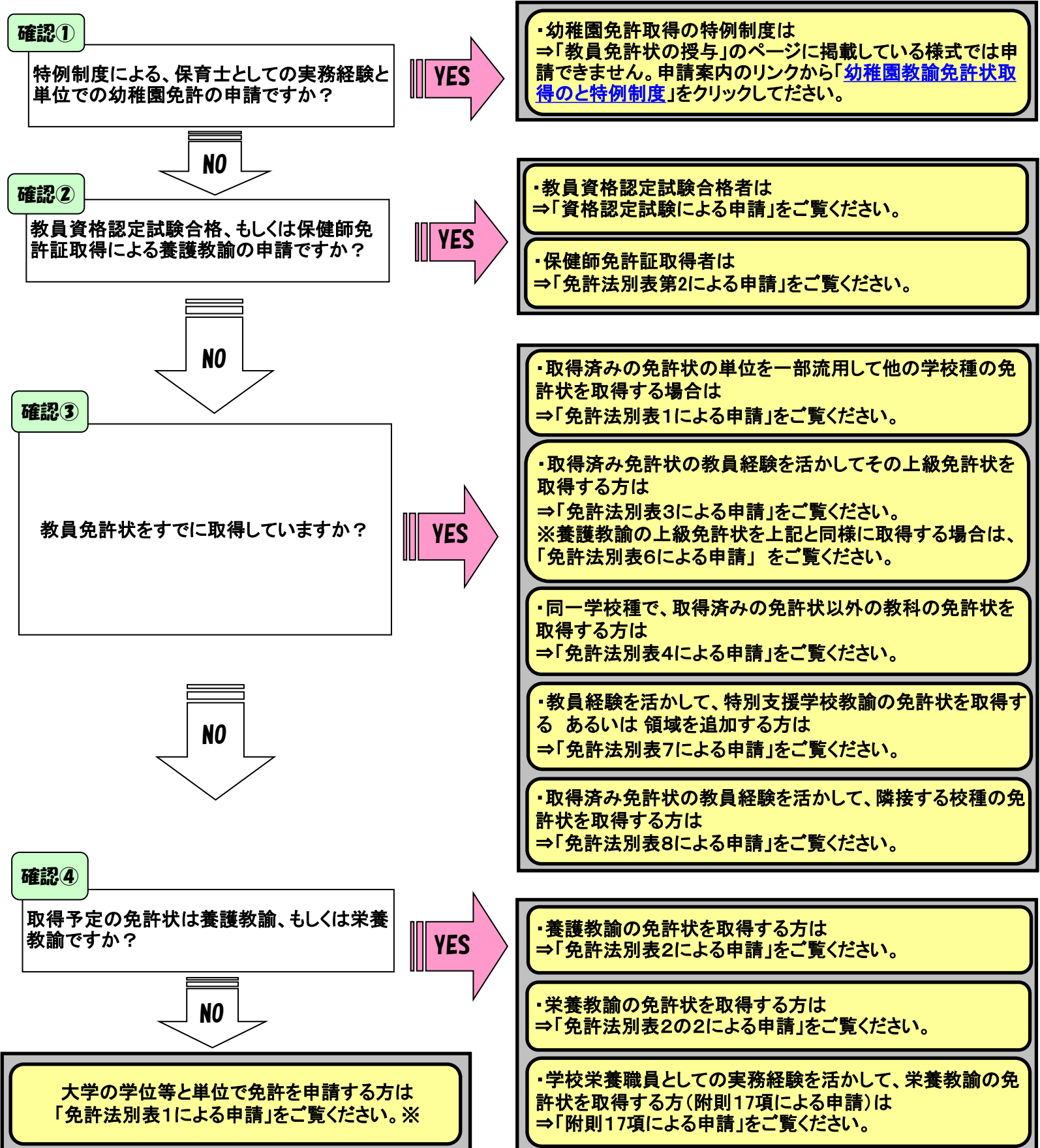
教員免許状の取得方法や、申請に必要な書類が分からない場合は、下記のフローチャートを参考に、ホームページ内の各該当項目をご覧ください。

具体的な単位取得方法についての問い合わせについては、電話では対応できません。事前にご予約のうえ、あらかじめ大学から取り寄せた「学力に関する証明書」を持参の上、窓口までお越しください。(成績証明書等では単位の確認ができません。) [⇒単位相談について](#)

【大阪府教育委員会への申請対象者】

- ・大阪府内の学校(国立、公立、私立を問いません)に勤務している方
 - ・現在教員ではなく大阪府内に居住している方
 - ・すでに大阪府教育委員会から授与されている特別支援学校教諭免許状に、教育領域を追加する申請をおこなう方
- 上記いずれかの方が申請できます。それ以外の方は居住地または勤務先の学校(園)の所在地の都道府県教育委員会で申請してください。

免許状取得申請に必要な資格を備えた後、10年を経過している場合は、免許状申請時から2年2か月以内に免許状更新講習の課程を修了していなければ免許状の申請ができません。(平成21年3月31日以前に授与された免許状を所持している方を除く。)



※上記は一般的な教員免許状の取得方法についての説明です。

これ以外の取得方法(「実習を担当する教諭免許状」の申請等)については、問い合わせ先までお問い合わせください。